	ＪＩＳ　Ｚ4329 ＪＩＳ　Ｚ4330 ＪＩＳ　Ｚ4333
遮へい能力試験	ＪＩＳ　Ｚ4501 ＪＩＳ　Ｚ4560 ＪＩＳ　Ｚ4606 ＪＩＳ　Ｚ4608 ＪＩＳ　Ｚ4613 ＪＩＳ　Ｚ4614 ＪＩＳ　Ｚ4701 ＪＩＳ　Ｚ4704 ＪＩＳ　Ｚ4819 ＪＩＳ　Ｚ4901
色彩試験	ＪＩＳ　Ｚ8721
反射・透過物体色試験	ＪＩＳ　Ｚ8722
光沢度試験	ＪＩＳ　Ｚ8741
掃除機性能試験	ＪＩＳ　Ｃ9108
光触媒材料空気浄化性能試験	ＪＩＳ　Ｒ1701－１ ＪＩＳ　Ｒ1701－２ ＪＩＳ　Ｒ1701－３ ＪＩＳ　Ｒ1701－４ ＪＩＳ　Ｒ1701－５
ろ過流量試験	ＪＩＳ　Ｓ3201
除去性能試験	ＪＩＳ　Ｓ3201
振動減衰特性試験	ＪＩＳ　Ｇ0602 ＪＩＳ　Ｋ7391

備考　この表の（ロ）の欄には、（ロ）の試験方法を引用しているＪＩＳを含むものとする。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行の際現に改正前の工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件（平成二十四年経済産業省告示第二百五十七号。以下「旧告示」という。）により、旧告示別表の（イ）の欄の試験方法の区分について工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第五十七条第一項又は第六十五条第一項の登録（以下単に「登録」という。）を受けている試験事業者の試験所は、当該試験方法の区分に対応するこの告示の別表の（イ）の欄の試験方法の区分について登録を受けているものとみなす。

３　この告示の施行の際現に旧告示別表の（イ）の欄の試験方法の区分について登録の申請を行っている試験事業者の試験所は、当該試験方法の区分に対応するこの告示の別表の（イ）の欄の試験方法の区分について登録の申請を行ったものとみなす。

公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１６８号

静岡県富士市今泉3255番地の８、前住所愛媛県西条市下島山甲2790番地２

債務者　石原　隆雄

１　決定年月日時　平成25年10月15日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１６９号

静岡県富士市今泉3255番地の８、前住所愛媛県西条市下島山甲2790番地２

債務者　石原　幸枝

１　決定年月日時　平成25年10月15日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１１４号

滋賀県東近江市上平木町2030番地71、前住所滋賀県東近江市上平木町2030番地43

債務者　河西　　勇

１　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第８４号

岡山県津山市新田934番地３

債務者　井上佳代子

１　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１０２号

岡山県美作市楢原下1154番地１

債務者　上原　貴雄

１　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１０４号

岡山県津山市瓜生原569番地８

債務者　山本いづみ

１　決定年月日時　平成25年10月15日午前11時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第８３６号

福岡市南区井尻４丁目31番21―212号

債務者　江上　　浩

１　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１５５号

福岡市東区馬出２丁目31番６―303号

債務者　嶋影　洋輔

１　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　福岡地方裁判所第４民事部